

曲線の位置の変化、について知られるであろう。

供給の弾力性を推論するに、林業労働者の個別的な経済的位置は多様であつても、その差別はそれほど大きな程度を示すものであろうとは考えられない。例えば林業労働者は比較的定まつた一定範囲の階級に求められるであろう。林業労働者中、最も多くを占める階級については、その供給曲線は右上りの増加函数曲線であるといつても、急なる勾配をもつものではなくして極めて緩傾斜を示すのであり、時として横軸に平行するが如き場合もあるであろう。かくして供給曲線は大きく弾力的であるといえよう。

次に供給曲線の位置の変化についてであるが、農山村における潜在失業労働量は近來、年を逐うて增加のトレンドを示し、然して兼業への就労機会は絶対的に不足し、農山村における遊休過剰労働力のプールを形

成している。林業労働供給曲線は恐らく労働の窮迫販売の如き意志を以て右方に移動する。

IV 結 言

1. 林業労働需給の弾力性は先述の如く優れて弾力的である。賃金の騰落に応じて労働量は敏感に増減するであろうから、もし何等かの理由で賃金が高くなれば、需要は減少し、反対に供給は増加するであろうから、賃金は前の水準に再びもどるであろう。この逆も又真である。故に林業労働賃金の形成過程は安定的である。

2. 近時における木材消費量の増加、材価の高騰及び造林面積の拡大化等の林業労働賃金騰貴の誘因は、農山村における漸増する過剰労働力の析出によつて相殺せしめられてしまつてゐる。

69. 部落有林野における共同体的育林經營について

九大農学部 赤 羽 武

I. 問題の提示

自然経済の支配的な段階で、米の生産に必要な草と、労働力再生産に必要な自給的薪炭を供給していた部落有林野は、概して、一様性をもつていた。しかし、今日の部落有林野は、法律的形態はどうであれ、所有形態にしろ、用益形態にしろ、商品生産の多面的発展に応じて多様な姿をとつている。

生産力段階の低い農業と、所有と利用の未分化を主な特徴とする林野が支配的である後進山間地帯では、より原基的、端初的形態の部落有林野が、多くの場合に成立する。このような内面的基礎に立つた部落有林野で育林經營が主としてなされている部落有林野を、⁽¹⁾共同体的育林經營の部落有林野と呼びたい。

かかる共同体が未分解のままで、それを基礎にして、用材=商品生産がなされている部落有林野の成立契機と、その内包する問題について、長野県茅野市北山(旧北山村)湯川部落有林を対象にして考察したい。

II. 共体的育林經營の成立契機

まず上げられる成立契機は、湯川部落の後進性である。即ち、自然条件の極悪なこの部落では、平坦地に比べて生産力の低い自然経済が長く基礎になつていた。それ故、農民層の分解はもちろん、寄生地主制をも発生させず、米・麦・雑穀といった典型的自給農業

が支配的であり、過小農制によつてゐた。このことを反映して、部落有林野は、広大な原野一採草地一を草肥と飼料のために、薪炭林を自給資材採取のために、農民によつて共同体的に利用され、村役一賦役一を主体にして經營されていた農民的・共同体的部落有林野であつた。⁽²⁾

かかる山村に、商品経済が侵入し共同体的諸関係を内部から切崩して行くのが第二の契機である。即ち、明治中期から昭和10年頃まで養蚕業が、製糸工業の中心地、岡谷を背景にして農家の副業となり一般化した。このように、大工業のための原料生産一蕭一が、農家の副業となるやこの部落は貨幣経済圈に巻き込まれたが、耕地の集中が見られなかつたことを反映して、農民層の分解は僅かしか起り得なかつた。だが、新しい米十蕭の經營形態の成立は、部落有林野の利用形態をえた。即ち、家内労働力は従来の水田に加えて養蚕にも投入され、ために採草労働力の不足を生じ、採草地は、一部普通畠として開墾された外は放棄された。一方薪炭林は、養蚕のための保温炭の採取のために過伐となり、不足を生じてきたので、削山が発生した。しかし、農民層の分解の未分化を反映して、所有の分解→私有化は起らなかつた。

一方、大正初年の金肥使用の一般化と、蚕の糞一コシターの投入による農業技術の若干の発展とともに水田生産力の発展は、より広い面積の採草地を不要と

し、原野として放置した。その結果、採草と薪炭採取のための共同体的利用形態を、内部から切崩したのが第三の契機である。

さらに、この地方の天然生カラマンにも大正中期に立木価格が発生したことが最後に上げられる契機である。立木価格の発生は、用材=商品生産を目的として共同体的規制に基づく賦役を拡大強化し、放置されていた原野への造林を進展させ、部落有林野を商品経済に対応させた。

こうして、共同体的部落有林野から、共同体的育林経営の部落有林野が成立した。

III. 内包する問題

本質的には解体されず、共同体を基礎にして商品経済に対応した部落有林野は、より発展する商品経済に対して、その内包する問題を露呈するばかりでなく、商品生産の桎梏となる。次にこの問題について考察する。

昭和初年の大恐慌による養蚕の衰退は、この部落か

らの出稼ぎ人口を激増させた。その結果は部落有林野に、造林の停滞となつて現われた。即ち賃金のない、共同体的強制による賦役経営はできなくなつたのに他ならない。一方、貨幣収入のための過伐による薪炭林の不足化は、割山の強化と制度化となり、年限があるとはいえ、地盤の公有、立木の私有となり、共同体を弱化するに至らした。

戦後の益々発展する商品経済の中では、古い共同体を基礎としている部落有林野は、すでに対応が不可能となつてきている。即ち木材需要の急増による高立木価格の形成は、部落有林野への拡大造林を求めるが、もはや賦役は不可能となりつつあるので、県行造林等による外部資本によらねばならなくなつてゐる。また割山を中心とする農民的・共同体的利用形態それ自体も、部落有林野での用材=商品生産の阻止要因となつてゐると見ることができよう。

註 (1)(2)古島敏雄編；日本林野制度の研究、第二章
第三節

70. 諫早市大山共有林の沿革と経営の今後のあり方

長崎県林務課 田 尻 吉 三 郎

1. まえがき

歴史的な慣習を基調として経営する大山共有林に対し、林業の経済性の向上を期待しての経営計画の作成がとりあげられ、本年8月現地調査を実施した。その調査から得たこの共有林の沿革と経営のあり方について述べる。

2. 沿革

使用収益及び所有権関係等から、明治維新の前後、廃藩後の明治時代及び大正時代以降に分け、主に郷土史、大山規約、諫早市制10年誌及び大正12年共有権確認請求の裁判判決理由を参考として考察した。

- (1) 明治維新の前後は、旧諫早藩の所領で、当時の地元農民の農業経営に必要な薪炭原木の採取、採草、放牧に使用収益された入会山であつた。
- (2) 廃藩後に從来の入会慣行から、積極的に伐採、植林かつ土地を占拠し、森林の経営権及び所有権を取得して、明治26年には大山規約を改訂し、611名の共同経営の基盤を確立するに至つてゐる。しかし明治43年以降強力に推進された部落有林野の統一

にあたり、所有権紛争が官公庁側との間に起り、その係争は大正時代にまで及んでゐる。

- (3) 大正12年遂に共有権確認請求の裁判となり、長崎地方裁判で611名の共有権が認められ今日に至つてゐる。

3. 現在の経営状況

経営の基準は、従来の慣行を基本的に踏襲したとみられる大山規約に拠つてゐる。また経営の機構としては611名代表の大山総代1名、部落総代5名、山留5名、山議員7名、常務2名をもつて、これらの協議により造林、伐採、林道を主に、年間事業を進めている。

(1) 伐採

現在の伐期は主として針葉樹でX以上、広葉樹はV以上で、最近5ヶ年の年平均量は用材1,313m³、薪炭材620m³で、立木処分は次の通りである。

- a) 販売……公売を原則。b) 自家用材……立木価格の2割引。c) 自家用薪材……1戸当約0.03haを平均500円。d) 製炭材……零細農民の救済とし、1戸当約0.2haを立木価格の1/3。e) 公立用材……地元公共用で立木価格の6割。但し、a) を除いて他地区への移